

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令

1. 背景

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手續を簡素化する等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成28年法律第42号）」が平成28年5月18日に公布されたところ。

海上保安庁長官による指定海域等にある船舶に対する移動命令等に係る改正規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、その施行に伴い、海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）において、指定海域を定める等、所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）指定海域について（海上交通安全法施行令第4条関係）

東京湾においては、船舶交通が特に輻輳しており、レーダー等の設備整備が平成29年中に完了することから、同湾（法適用海域）を指定海域とすることとする。

（2）指定港について（港則法施行令第3条及び別表第3関係）

東京湾内にある全ての港（5港）について、レーダー等の設備整備が平成29年中に完了することから、当該港を指定港とすることとする。

館山港 木更津港 千葉港 京浜港 横須賀港

（3）其他所要の改正

以下の政令について、条ずれの改正を行う。

- ・地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号）
- ・広域臨海環境整備センター法施行令（昭和56年政令第303号）
- ・電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和52年政令第220号）

3. スケジュール

閣	議	：平成29年10月20日
公	布	：平成29年10月25日
施	行	：平成30年1月31日